

尼崎市史古代・中世史料補遺（九）

尼崎市立歴史博物館 地域研究史料室

〔室町時代 VI〕

五八四 源二郎□□書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（七函四号）

□□候処、勸学院被申儀ニ御公用□□引候儀、いかゞと被仰候て、源三郎□□も十五日内にも御下候へく候、

又、此者となり共、御下候へく候、国之儀、およそこのへ申候て、源三郎ニ志かとの御返事申候て、其時其様に御下向候て、公用錢御請候へく候、宗衛門様これほと御下知不紛候上者、御直納候ハへと存られ候、さりながら一はし勸学院へと、けらるへき候つる月迫之事候つる間、その

返事いかゞ不存候、安井方ハ承引申ましきよし候て、物とも不申候、然共国請候半分宛と御奉書候間、すこしハ安井方へ被渡候、はやゞと御いそぎ候て、被仰候へく候、京都之儀も猶々御届候て、可然候て候、ゆへなく候、あつかい候へく候、いつれに源三郎義、国へ被下候へく候、志かと御直納ニさたまり候て、それま（さ脱乙）ニ御下向候へく候、何事もゞ御目出度可申承候、恐々謹言、

正月五日

源三郎

（花押）

南都寺林殿 御宿所参
人々御中

○以後、年未詳で戦国時代に作成されたと思われる宝珠院文書を

しばらくここに収める。

五八五 番中書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（六函三六号）

御書状旨令拜見候、御下向先以御目出候、仍反銭之事承候、前々も五六月にならてハならず候、無御等閑之儀、委細可申付候、恐々謹言、

卯月十三日

番中（花押）

野瀬田
御上使
御返報

五八六 某書状土代

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（六函五〇号）

当堂領摂州長洲庄野地・前田村開発等之事、就代官公用無沙汰、被有直務通歎申候処、御折中而〇国請^{年貢同反銭}■^{半分宛定}■^{半力}■^納分宛可致領■由被出仰候、先以心 上意候、随而年々未進相積^{注文相紙}。及■百余■、此段急度致堂納候様被仰付候者也、弥々御祈禱之專一、一字御再興之基、不可過之候、此等趣被成下御下知候者也、忝ク存候旨、可預御披露候、恐々謹言、

卯月廿八日

齊藤上野介殿^{時基}

五八七 井上国広書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（四函六三号）

（編集者）
一切封墨引） 法花堂
御雑掌まひる

井上忠兵衛尉

御屋形様より
御一行共、

尚々与次方御同道候て
ひるの時分御上まち申候、

態一筆申入候、以乾方之

可相調可申候間、

未進方物、御持候て、ひるの

与次方をも御同道候へく候、

時分御上あるへく、明日中ニ御屋形様儀可相調候、談合可申子細候間、与次方御同道あるへく候、恐々謹言、

五月廿二日

国廣（花押）

御坊中

五八八 等現書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（四函八号）

五九〇 某祠堂銭借用状案

尤参候て可申候へ共、只今罷帰候者、以書状申候、野地・

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（七函二七号）

前田の事申入候、入魂被仰子細候、明日早々被懸御意候

^{〔編纂書〕}
借書案内 七月十六日

ハ、可申入候、将又今日者色々其方へ被仰下事候つる、何

申請祠堂銭事

と何我らも御前にて御取合申候つる中にも、今朝馬之反銭

合貳拾貫文者

奉行事、只今も色々子細共候、以面申度候、いかにも明日

右御料足者、貫文別仁毎月貳拾文宛加利平、野地・前田公

懇に申肝要候、内儀何も委申候へく候、無御等閑候、恐々

用銭を以返并可申候、彼在所継目御下知申請候、入目之借

謹言、

用候間、聊不可有沙汰候、仍為後證文如件、

五月廿七日

等現（花押）

能勢与次郎殿

七月十六日

人々御中

□ ^{〔明方〕}
对

○能勢与次郎が見えるため、しばらくここに収める。

五九一 禅瑜書状・刑部卿法橋行阿勘返状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（六函七〇号）

五八九 等現書状

只今対面申候間、勘申候、為念候

野路・前田^{〔地〕}之儀、御申状・御本所之状給候へく候、今日可

御使不入見参候間、
以使者申入候旨候、

被致披露候、昨日如申候、此在所とりわけ懇申入候、謹

委不存知候、留守之間、被仰置て

言、

可然様預御披露

^{〔六書〕}
能与まいる申給へ 等現

候之由奉候、不分明候、長州間別

^{〔能勢与次郎〕}
能与まいる申給へ 等現

候者、殊畏存候、恐惶

○能勢与次郎が見えるため、しばらくここに収める。

雜掌職事候哉、委御申状□給候

謹言

て、忝可申沙汰候、恐々謹言

七月廿五日

八日

刑部卿法橋御房御宿所

禪瑜上

(花押)

五九二 野地・前田名主等書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(四函六二号)

態以使者令言上候、先日之御入部御目出候、兼又今月廿日大風・洪水、此辺以外式候、此上五月廿日より数日之間之大水、其後又七月二日洪水ニ作毛散々之事候、此中ニ捨田ニなり候へき下地も莫太候、地下之なけき、無申斗候、此旨能々御心得候て預御披露候者、所仰候毎事期後信之時候、恐惶謹言、

八月廿五日

野地・前田名主等

聖法御房御坊中

(切封墨引)

五九三 諸進專順書状土代

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(三函七七号)

就開発田下司職、動及違乱之由□□令歎申候、何様□□□哉、□□可令尋申当預所大輔殿御房之処、折節有下向伊賀国■仍切米之時、可承定候之上者□□下司名田作毛事、可相捨百姓等旨、衆儀所候也、謹言、

十月廿四日 諸進專順

越前法橋御房

願定御房

定頼御房

五九四 年預五師英定書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(六函二六号)

就撰州長洲庄之儀、給主乾方御公事、此間付内外種々雖調法候、事不行候、然上者、寺門仲作之事、可捨申旨候、此趣於満堂衆可有御披露之由、満寺評定候也、恐々謹言、

十一月廿日

年預五師英定

法花堂々司御房

五九五 永視書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(六函三三三号)

(端裏、切封墨引)

追而申候、御卷数・油煙十・小刀三、被懸御意候、
自出頭頂戴候、此外不申候、

就猪名庄御公用之義、御状令拜見候、仍而爰元之儀、去年
前田ニ罷成田地荒申、百姓一円迷惑申候、付而本役等無沙
汰仕候、聊以非私曲候、將又御公用廿貫文分□上□候、猶
於様体者、御使僧へ申候間、不能詳候、恐々謹言、

十二月廿三日

永視(花押)

中門堂御連行

まいる御返報

五九六 東大寺乾長壽申状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(二函二二号)

東大寺乾長壽謹言上

右、摂州猪名庄内長洲野地・前田開発預職事、可令直務之
由、先年被堂衆等歎申条、從往古為三分壹所出之趣、雖令
言上、被折中之段、被成御下知訖、其後重而申上之処、堂
衆等掠申歎、一円被付置之條、歎猶有余者哉、所詮致有限
所納歎、至下地如先々可令全領知之旨、被成下御下知者忝
存、弥可奉抽天下泰平貴運、

五九七 長洲莊文書包紙

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(二函二二号)

就長洲庄仲人之儀、寺門侘事申候処、同才十一月二

日、自寺門被捨候時之状、時ノ年預、英定五師、

侍從得業
深井坊

(切封墨引)

五九八 某書状土代

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(二函四一号)

(端裏書)
「福田宗兵衛丞殿」

長洲庄兩年分未進之事、可然様三郎左衛門殿へ御取合、可
為祝着候、殊更反錢之事一向無堂納候、言□道断之次第
候、先々十七貫文勸学院へ被相渡候、此段之事も被相拘候
へと、内儀重々申事候ツる、如此候へハ憑申候、無其甲斐
候、但半分之廿七貫五□文之事、只今運上候へ□不及是非
候、委細書状難□候、定而松坊よ□も可有御申候、同林三
郎右衛門申付候、恐々謹言

二月

福田宗兵衛丞殿

御宿所

○本文書、墨線にて全文抹消。

五九九 田井村等田地所当注文

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（二函四八号）

注進 野地・前田所当米法料事、

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（二函五八号）

荒五斗一升五合両堂

田井村上

五

一反三畝 一石斗六升

弥二郎

一野地 公田 四十四町七段三百四十歩内、

弁田 四十二町三段小十歩内、

半 六斗五升

宗二郎

卅七町二段七十歩、一斗三升代、

一反一畝 一石三斗二升

弥三郎

五町一段六十歩、上取一斗代、

一反三畝 一石五斗六升

又三郎

分米六十五石八斗四升四合六分延定

半 六斗五升 森千世

一前田 公田 八町四段七十内、二斗代反、夕二斗五升代、

以上 上ノ分 此内二升九合不足

弁田 六町六段八十分、

分米 廿二石八斗八合五夕、野地升定、

同 三斗代四町二反卅四歩、

井戸野中

六畝 七斗八升

甚六

一反二畝 一石五斗六升

西阿弥

六〇一 田井村等田地所当注文

以上 二斗七升九合四夕アマール

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（二函五九号）

下八条領

下

一斗七升八合不足

一反三畝 一合八斗二升

山□屋 助七

一反三畝一石五斗六升 又三郎

（以下欠）

半 六斗五升 森千世

以上 上

六〇〇 野地・前田所当米注進状

井戸野

一反二畝 一石五斗六升 西阿弥

下八条領

□ツセ 一反三畝 一石八斗二升 助七

此内 引テ六升六合アマル

井戸野フクテンニ反ノ内

荒 一斗九升 ア井ヤイ 両堂分

深井坊中證院□□■

〔^〇四斗六升九合、内二斗八升 兩堂 介〕

三石九斗六升

六升不足、是ハ井戸野

一反三畝一石八斗二升ノ内、
六升相合

合四石一升四合 兩堂分

六〇二 野地・長洲両荘并前田開発田等代官職補任状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書 (二函九二号)

〔^{補任}補任案文〕

補任 東大寺法花堂執金剛神領撰津国野地・長洲両荘并前田開発。等
事務間事

条々

一 当庄年貢毎年百拾貫文、於年内無懈怠可有御沙汰事、
一 每年堤修理者、差下上使、可有其沙汰事、

一 三ヶ年仁一度之段錢者五十五貫文、春三个月中仁可被致
執沙汰事、

一 〇 臨時之反錢者、戒和尚拜堂之時并御堂修理、其外一
於

大事之時者、可有執御沙汰事、

一 於請切百十貫文者、可為奈良事、

一天下一同之大損亡払地之時者、被下檢知之上使、事可申

合事、

右条々、嚴蜜可有其沙汰、雖為少事未進懈怠儀在之者、

代官職事、早改易可申者也、於無御無沙汰者、宗さ衛門尉

殿一期之間、可預置申候也、仍補任之状如件、

吐田 吐

六〇三 大物東西郷開発田契約状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書 (二函九三号)

〔^{新開}新開契状案〕

定 大物東西郷開発田内西開條々置文事

一件開発田者、任社家御下文并寺家御宛文等、所令開発

也、但堂免并番頭免及樋料・堤料等之募者、守目録、尽

未來際不可顛倒之、殊堤料耆町參段小者廿人作人等大

宛、令領作之、堤修理之時、可出渡直也矣、貴布祢大明

神番頭免三町内、西野候所五段之候、

一長洲一品天満并尼崎貴布祢社へ、御初米一段別貳升宛可

勤仕之、但西野惣田數陸町貳段、除番頭
免定分米壹斛貳斗四

升内可備進両社各肆斗宛、貴布祢口肆斗四升、為九月番

諸進催納之、

(後欠)

六〇四 長洲莊野地・前田代官職請文

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(二函九五号)

請申東大寺領摂州長洲庄野地・前田御代官職事

條々

一 毎年請口御年貢錢百拾貫文事、不依歲不熟・干水・風損等之損亡、毎年十一月、於南都可渡申、万一天下一同大損亡之時者、少分御免事被下者、可畏申、一国不熟時者、損免事、不可及申入候、

一 於間方事者、毎年七月中ニ被下上使、可打進也、

一 三ヶ年一度中貳年
置之御段錢事、五十五貫文分三月中慥可執

沙汰申、万一不慮之儀、地下等縱雖及未進、為御代官償

申、於五十五貫文者、三月中ニ於南都可渡申者也、

一 御年貢錢并反錢・地間等之用脚、先以於南都可渡申候、

自然雖有路次之煩・山海両賊之横難等不慮之儀、不及对捍、請口分者速可致其沙汰者也、

一 於地下自然相応之題目出来之時者、蒙仰可致忠節、更不及如在之儀者也、

一 請口用脚等、万一国中依不慮之時宜雖有其

(後欠)

六〇五 某書狀

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(四函五九号)

改年之慶賀、誠ニ送日重疊、更不可有休期候、抑一荷両種上給候、祝着之至候、就中長洲庄事、如御本意、被成御下知候儀、各御大慶之旨示給候尤候、以雜掌去年御折紙雖御進上候、当春宿老衆一両人有御參洛、御申可然候哉、併不可過御(以下欠)